

高知市内の建物関係者の皆さまへ

# 「特定一階段等 防火対象物」 火災の死者を出さないために

指導内容の早期改善にご協力ください！

平成13年9月1日  
新宿歌舞伎町ビル火災  
死者：44人

令和3年12月17日  
大阪市北区ビル火災  
死者：27人

■部分に不特定多数が利用する施設

3階以上	屋内階段
2階	
1階または避難階	
地下1階以下	

※特定一階段等防火対象物のイメージ図

高知市消防局は  
～火災の予防を徹底します！～

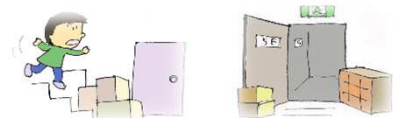
## 【特定一階段等防火対象物の指定】

「特定一階段等防火対象物」は、平成13年9月1日に発生した「新宿歌舞伎町ビル火災」により44人の尊い命が失われたことを契機に制定されました。屋内に階段が1つしかない建物の、1階及び2階以外の階に不特定多数の方が出入する「飲食店や物品販売店等」または災害弱者が多い「病院や福祉施設等」が存在している建物がこれに該当します。これらの建物では、消防用設備等の設置基準の強化に加えて、厳格な防火管理が求められております。

全国で火災危険の排除に向けた動きが活発化しています！

総務省消防庁は、令和3年12月17日の「大阪市北区ビル火災」を受けて、各都道府県の消防行政に対して「直通階段が1つしかない建物」の違反是正の徹底を呼び掛けており、全国で火災危険の撲滅に向けた取組みが推進されています。高知市においても、これらの建物における火災の死者を出さないために積極的に火災予防を働きかけていきますので、消防行政へのご理解・ご協力をお願いします。

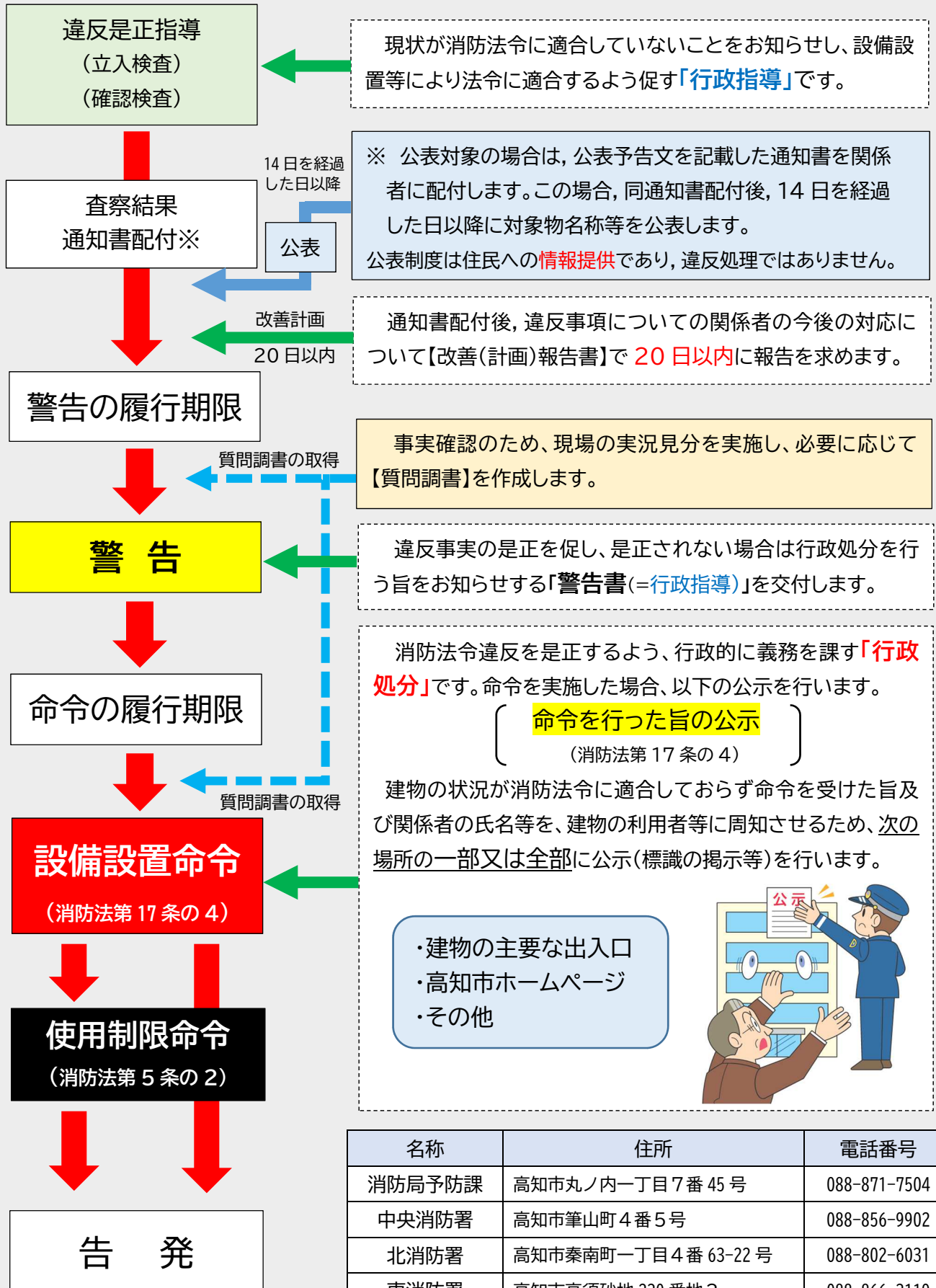
特に階段の物品は即時撤去を！



過去の火災事例でも唯一の避難経路であるこの階段が使用不能となることで多くの命が失われています。

# 違反是正指導及び措置の流れ

(例:消防用設備等に違反がある場合の事務手続き)



※使用制限の命令を行わずに告発に移行する場合があります。

名称	住所	電話番号
消防局予防課	高知市丸ノ内一丁目7番45号	088-871-7504
中央消防署	高知市筆山町4番5号	088-856-9902
北消防署	高知市秦南町一丁目4番63-22号	088-802-6031
東消防署	高知市高須砂地230番地2	088-866-3119
南消防署	高知市春野町芳原1015番地	088-821-9560

不明な点はお近くの消防署または予防課までご相談ください